

静岡市教育委員会規則第7号

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月25日

静岡市教育委員会

委員長 佐野嘉則

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 施設及び設備の管理等（第53条—第57条）」を
「第6章 施設及び設備の管理等（第53条—第57条）」に改める。
第6章の2 小中一貫校（第57条の2）」

第40条第1項中「学校に」を「学校（静岡市学校運営協議会に関する規則（平成28年静岡市教育委員会規則第6号）に基づく学校運営協議会を設置する学校を除く。）に」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 小中一貫校

（通称）

第57条の2 次の表の左欄に掲げる学校は、省令第79条の9に基づく中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫校」という。）とし、その小中一貫校としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。

学校	小中一貫校の名称
静岡市立井川小学校	静岡市立井川小中学校
静岡市立井川中学校	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。